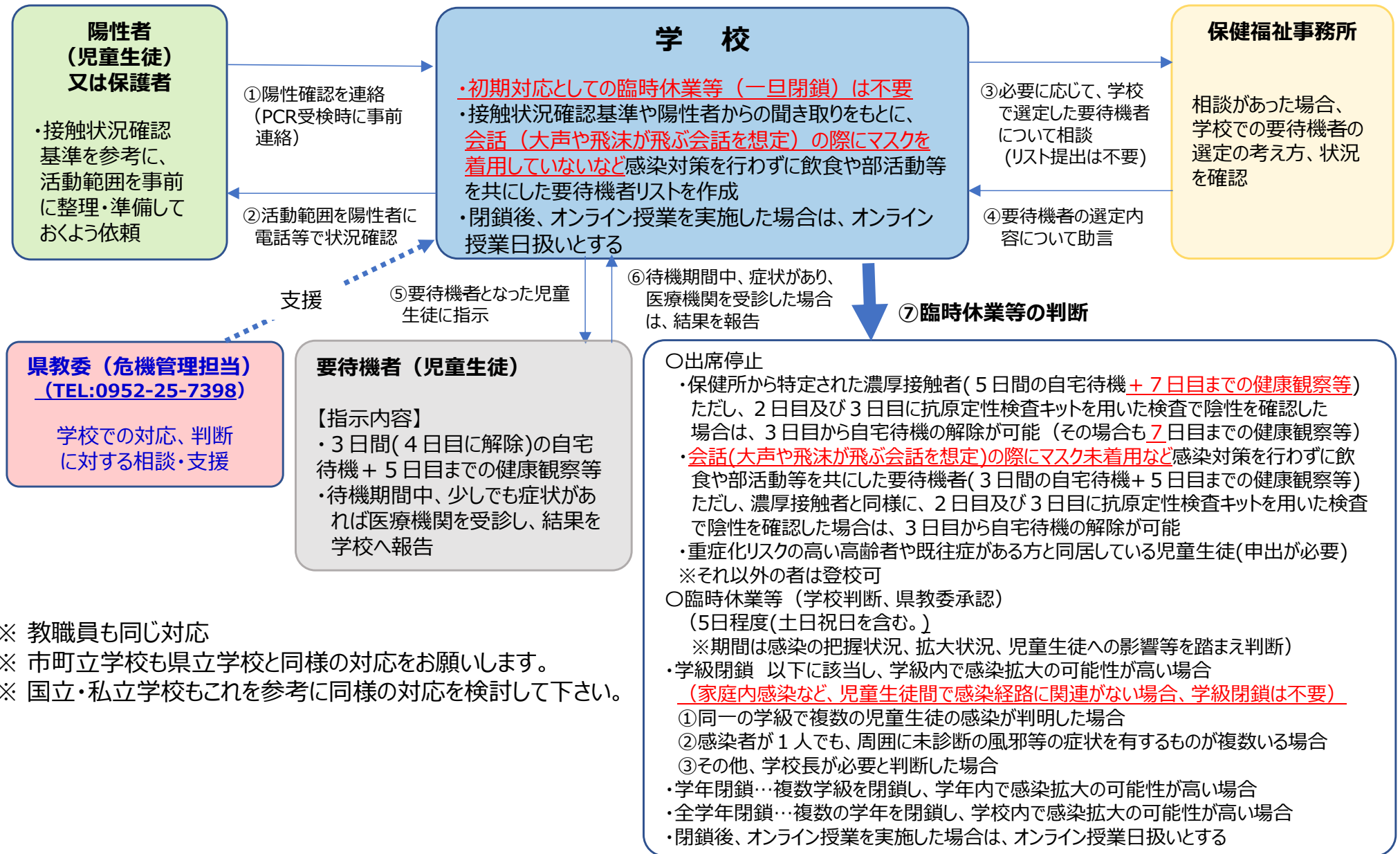


学校における新型コロナウイルス感染症対応について

【R4.8.25現在（文科省対応ガイドライン8.19反映後）】

保健所による濃厚接触者の特定や行動制限を含めた積極的疫学調査について、感染リスクが高い同一世帯内や重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関・高齢者施設に重点化されており、学校においては、保健所による積極的疫学調査が行われません。

- 濃厚接触者：保健所が特定するもの（5日間（6日目に解除）の自宅待機 + **7日目までの健康観察等**）
- 要待機者：学校が特定するもの（3日間（4日目に解除）の自宅待機 + 5日目までの健康観察等）



- ※ 教職員も同じ対応
- ※ 市町立学校も県立学校と同様の対応をお願いします。
- ※ 国立・私立学校もこれを参考に同様の対応を検討して下さい。